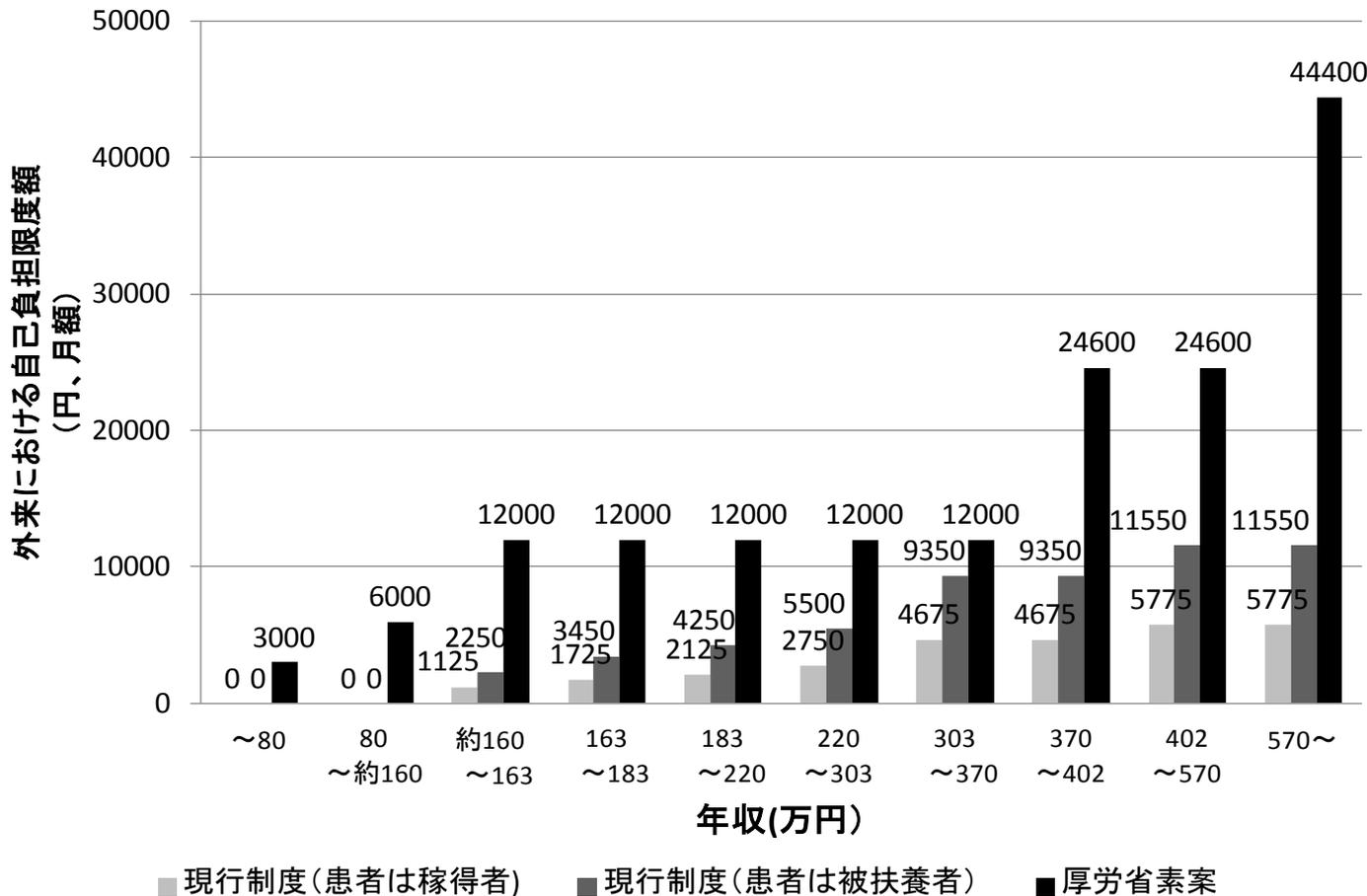


外来における自己負担限度額(円、月額)

厚労省素案: 夫婦のみ世帯、稼得者は1人



年収160万円世帯
(患者が被扶養者の場合)

<現行制度>
ひと月の自己負担限度額は
2,250円(年間27,000円)。

<素案>
ひと月の自己負担限度額は
12,000円(年間144,000円)。

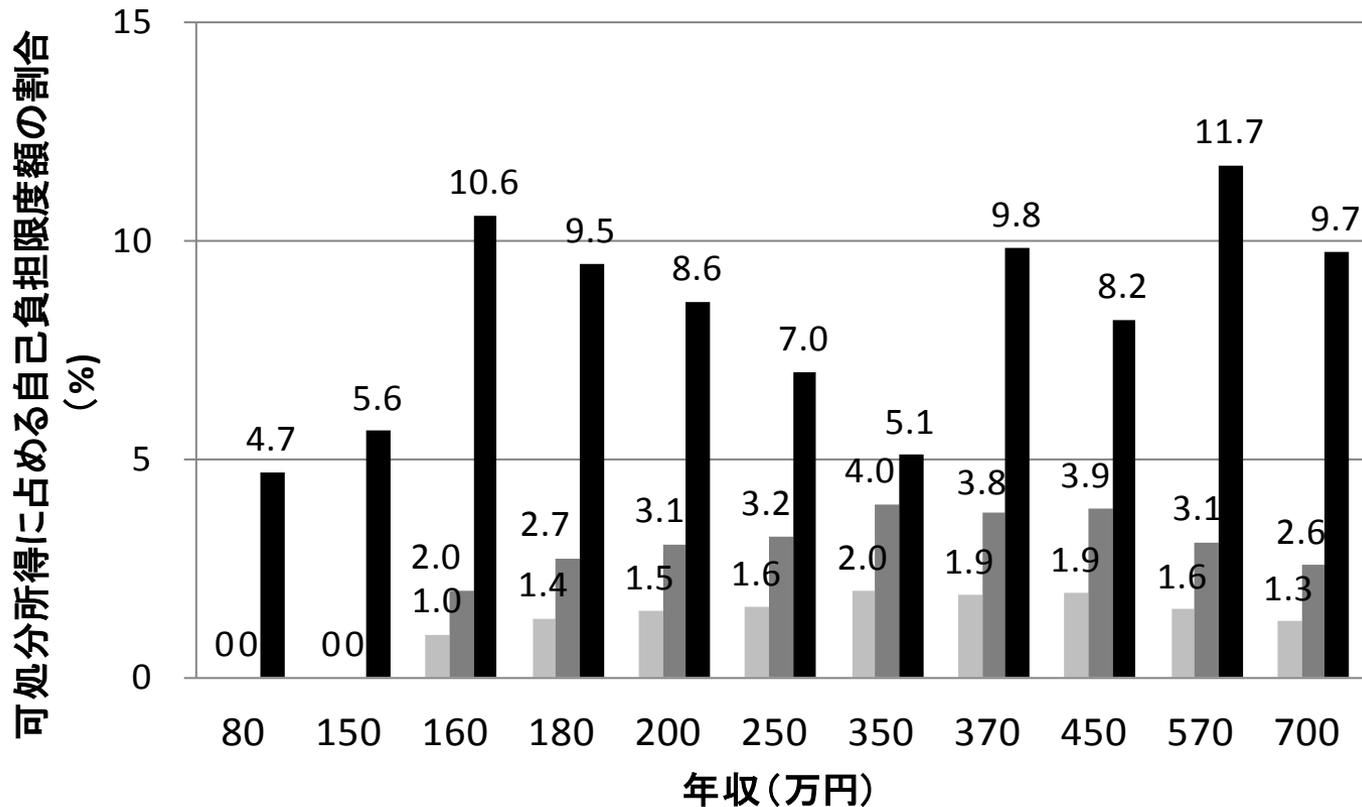
年収370万円世帯
(患者が被扶養者の場合)

<現行制度>
ひと月の自己負担限度額は
9,350円(年間112,200円)。

<素案>
ひと月の自己負担限度額は
24,600円(年間295,200円)。

可処分所得に占める自己負担限度額の割合

ケースA: 夫婦のみ世帯、稼得者は1人



年収160万円世帯
(患者が被扶養者の場合)

<現行制度>
可処分所得に医療費負担限度額が占める割合は2.0%

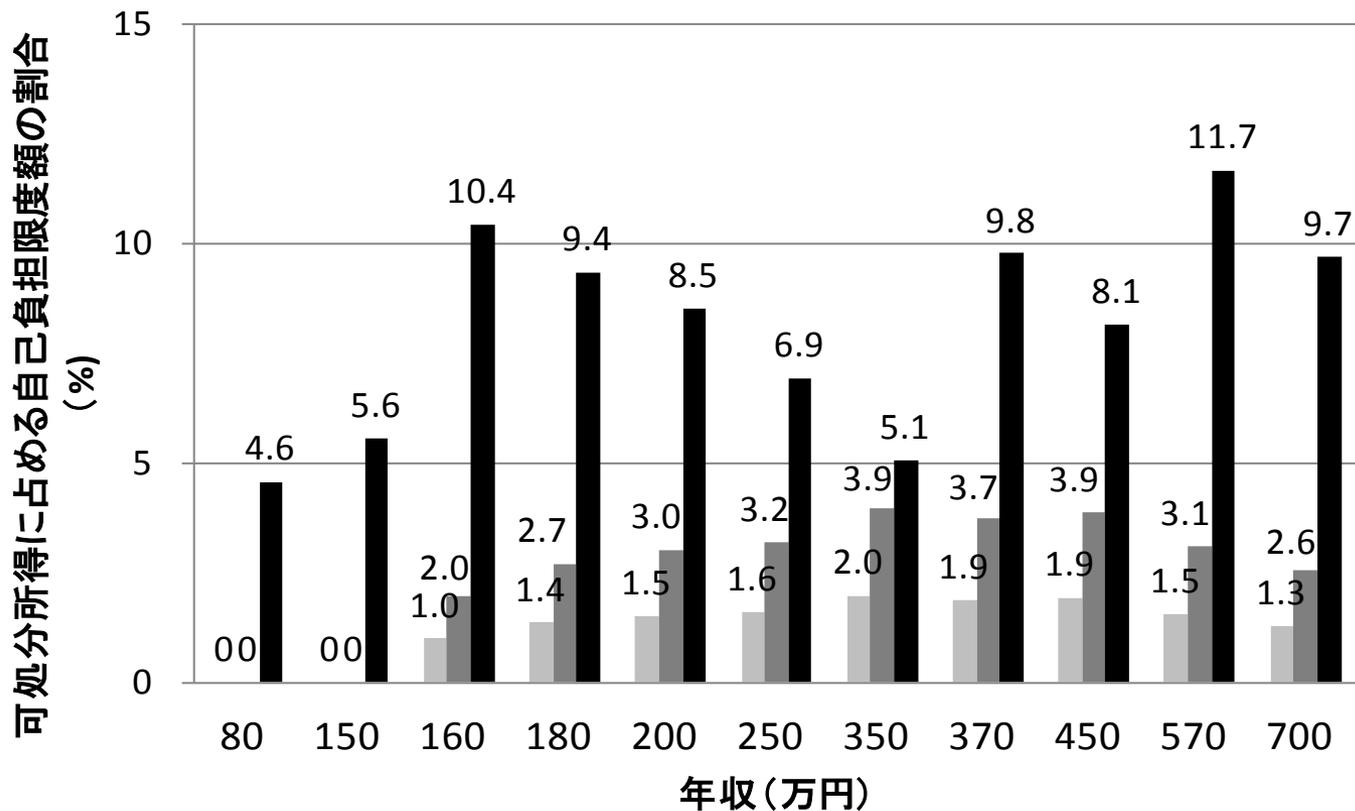
<素案>
可処分所得に医療費負担限度額が占める割合は10.6%

■ 現行制度(患者は稼得者) ■ 現行制度(患者は被扶養者) ■ 厚労省素案

注: 可処分所得の試算において、社会保険料率や医療費控除等について一定の仮定を置いている。

可処分所得に占める自己負担限度額の割合

ケースB: 夫婦+子ども2人世帯、稼得者は1人



年収160万円世帯
(患者が被扶養者の場合)

<現行制度>
可処分所得に医療費負担限度額が占める割合は2.0%

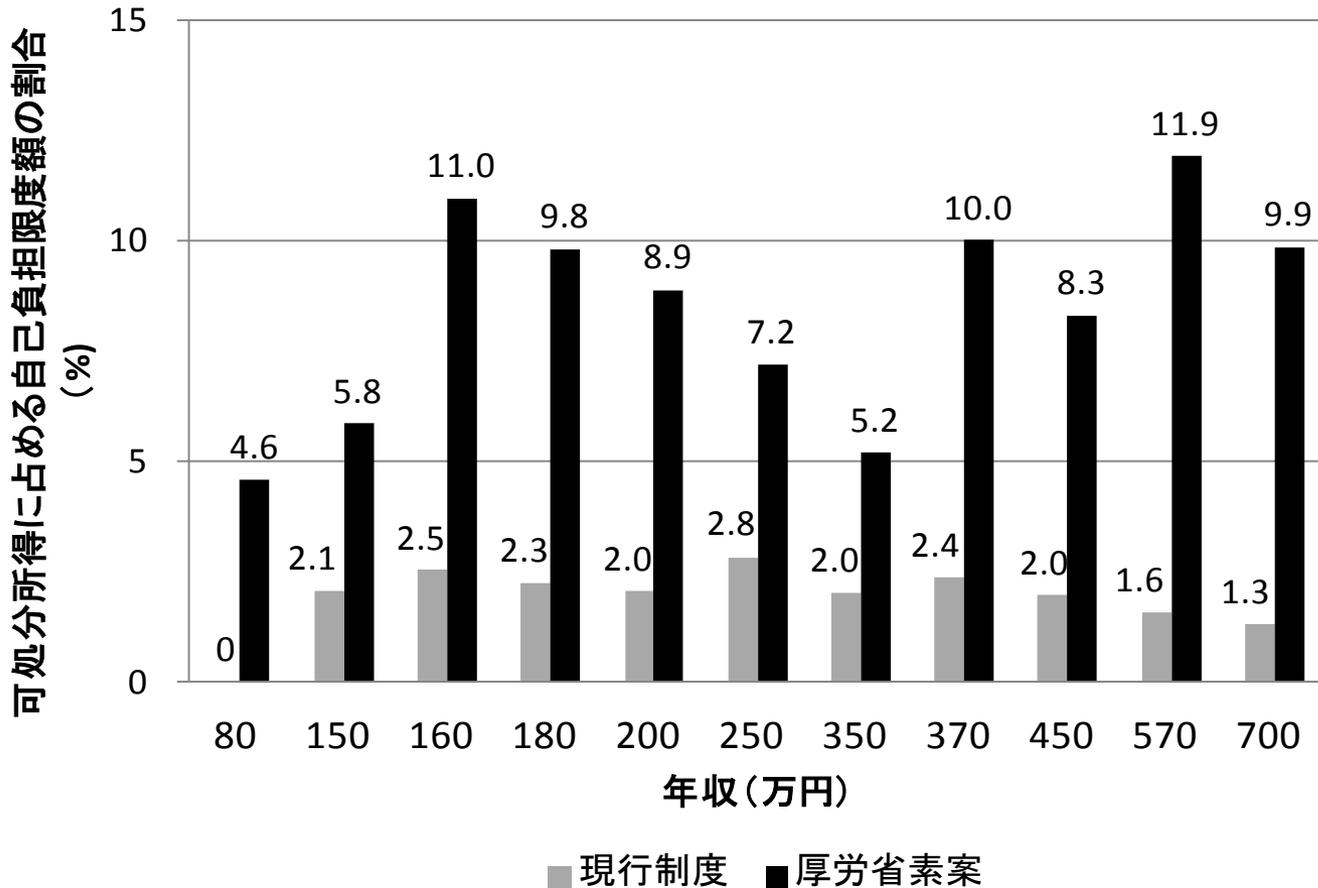
<素案>
可処分所得に医療費負担限度額が占める割合は10.4%

■ 現行制度(患者は稼得者) ■ 現行制度(患者は被扶養者) ■ 厚労省素案

注: 可処分所得の試算において、社会保険料率や医療費控除等について一定の仮定を置いている。

可処分所得に占める自己負担限度額の割合

ケースC: 単独世帯、稼得者



年収160万円世帯

<現行制度>
可処分所得に医療費負担限度額が占める割合は2.5%

<素案>
可処分所得に医療費負担限度額が占める割合は11.0%

注: 可処分所得の試算において、社会保険料率や医療費控除について一定の仮定を置いている。また単独世帯は夫婦のみ世帯と課税ベースが異なるため、年収と自己負担限度額の関係は夫婦のみ世帯とは異なっている。なお、厚労省素案における自己負担限度額の階層区分は、所得税課税年額ではなく年収に基づくものと仮定した。

可処分所得の試算の前提

- 可処分所得＝年収－(所得税＋市町村民税＋社会保険料)
- 社会保険料率は14.82%と仮定：健康保険5.76%(協会けんぽ東京都、介護保険第二号)、厚生年金8.56%、雇用保険0.5%。ただし、年収80万円のケースについては、国民健康保険の被保険者とし、保険料は均等割の7割軽減分を支払うと想定した(平成23年度国民健康保険実態調査における7割軽減世帯の1人あたり平均保険料16653円を使用。ただしこの数値には介護分(40-65歳)は含まれていない)。また、年金保険料は免除と想定した。
- 所得税および市町村民税については現行制度に基づいて計算した。市町村民税は標準税率に従うものとした。
- 課税対象所得の計算の際には、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除(夫婦世帯及び夫婦＋子ども2人世帯の場合)、医療費控除を考慮した。
- 医療費控除の対象となる医療費については、現行制度および厚労省素案における医療費助成自己負担限度額の支払いが12ヶ月続くと仮定した。それ以外の医療費及び医療費控除の対象になり得る経費についてはゼロと仮定している。
- 夫婦のみ世帯と夫婦＋子ども2人世帯の違いは、児童手当の有無のみ。